

第555回 海務協議会

(1) 日 時：平成31年3月13日（水）13：30～

(2) 場 所：横浜税関本関 7階 大会議室

(3) 議 題：

1. 「事前提出情報等に関する原則電子化の開始」について
監視部：後藤田 上席監視官
2. 「京浜港入港時におけるとん税の納付官署」について
監視部：木村 統括官
3. 「全国の税関における関税法違反事件の取締り状況」について
監視部：菊池 特別監視官
4. 「G20大阪サミット等の開催に伴う取締強化」に対する協力依頼について
監視部：豊嶋 次長

(4) その他・質疑応答

開催予定日 2019年5月9日（木） 開催予定

開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）

京浜港入港時におけるとん税等の納付官署について

最近あった事例として「転錨船舶」のとん税等の納付に係る税関監視窓口での取扱いについてお知らせします。

- ・京浜港に入港する外国貿易船が東京港区、横浜港区の順に入港することを予定
- ・ファーストポートである東京港区入港時に、とん税及び特別とん税を現金で納付予定としていた。
- ・京浜港入港前に寄港順が横浜港区先行入港し、その後東京港区に転錨することに変更となった。
- ・東京港区入港時にとん税等を納付する準備を、東京港入港時の船舶代理店が準備していたため、東京港区でとん税等を納付したい旨の申し出があった。

結果)

事情を勘案し、東京港(東京税関)における納付の申し出を受けた。その際、転錨先の東京税関に連絡し状況説明を行った。

○港則法施行令別表第一

京浜港(東京港区、横浜港区、川崎港区)

⇒東京、横浜、川崎を1つの港として定めている。

○とん税法第5条

外国貿易船が開港に入港した場合には、(省略)・・・出港の時(当該貿易船が入港から起算して五日以内に出港しない場合には、入港の日から起算して五日を経過する日)までに、(省略)・・・当該申告書に記載された税額に相当するとん税を国に納付しなければならない。(以下省略)

○実務

京浜港に入港する船舶が、東京港区、横浜港区及び川崎港区のいずれか2港に寄港する予定がある場合は、先行入港する港においてとん税等を納付している。これは、先行入港した港において納付することをルール化することにより、2港目の税関及び船舶代理店は納付に関する準備や手続きが不要となります。

今回ご紹介したような事情が発生した場合には、とん税法第5条の納付期限内において2港目、3港目での納付も対応します。

(以上)



報道発表

平成31年2月22日
横浜税関

横浜税関における密輸摘発状況(平成30年)

覚醒剤・麻薬の大量密輸事犯を摘発 - 不正薬物の多様化 -

1. 不正薬物

不正薬物^{(*)1}全体の摘発件数は441件(前年比21%増、全国の約5割)と増加。

押収量^{(*)2}は約322kg(前年比62%減、全国の約2割)と減少。3年連続300kg超。

(*)1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう

(*)2 錠剤型薬物を除いたもの

2. 覚醒剤

摘発件数は40件(前年比54%増、全国の約2割)と増加。過去10年で最多。

押収量は約183kg(前年比78%減、全国の約2割)と減少。

3件の大口事犯を摘発。

3. 麻薬

摘発件数は144件(前年比19%増、全国の約6割)と増加。

押収量も約121kg(前年比約91倍、全国の約7割)と大幅に増加。

過去最大級のコカインを摘発。

4 - 1. 国際郵便物(川崎外郵)からの摘発(全体)

摘発件数は429件(前年比20%増)であり、全国の不正薬物摘発件数の約5割、全国の国際郵便における不正薬物摘発件数の約8割。

指定薬物から様々な薬物(覚醒剤、大麻、コカイン、MDMA)への拡大が顕著に。

近年、越境Eコマースを利用した手口が多発。

4 - 2. 国際郵便物(川崎外郵)からの摘発(大麻)

摘発件数は101件(前年比31%増、全国の約4割)と増加。

押収量も約10kg(前年比約4倍)と大幅に増加。

大麻製品の摘発が急増、様々な大麻製品を摘発(大麻含有食品、液状大麻等)。

連絡・問合せ先 横浜税関 調査部

特別審査官(第1担当): 遠藤

045-212-6080

密輸情報フリーダイヤル 0120-461-961
E-mail:yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

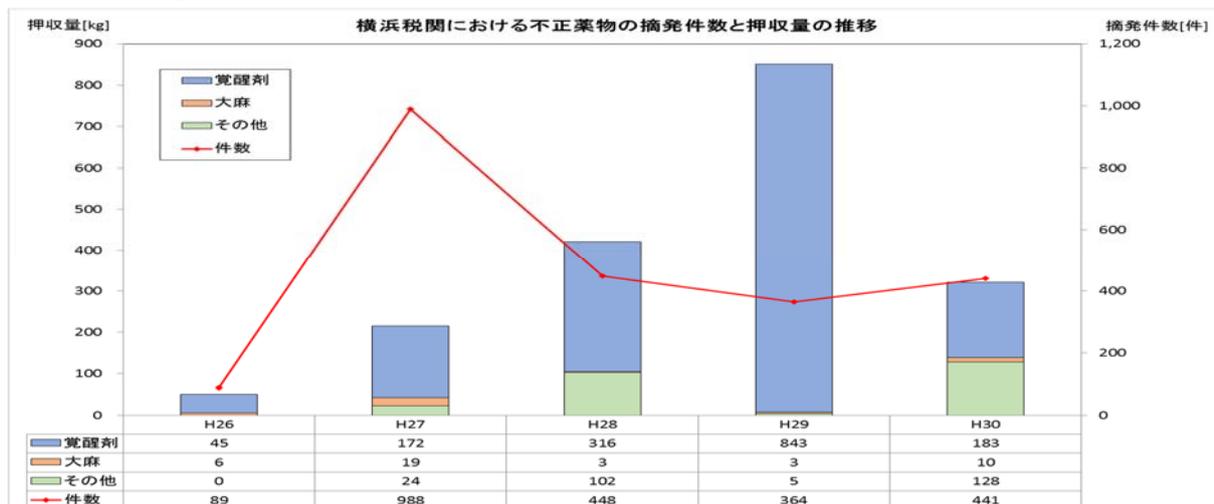


横浜税関における密輸摘発状況（平成30年）

1. 不正薬物

不正薬物全体の摘発件数は441件（前年比21%増、全国の約5割）と増加している。

押収量は約322kg（前年比62%減、全国の約2割）と減少したが、3年連続で300kg超を記録した。



（注）その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。
 なお、指定薬物は平成27年4月に「輸入してはならない貨物」に追加された。

2. 覚醒剤

覚醒剤事犯の摘発件数は40件（前年比54%増、全国の約2割）と増加し、過去10年で最多を記録した。

押収量は約183kg（前年比78%減、全国の約2割）と減少した。

◎3件の大口事犯を摘発

【事例1】 タイ王国来海上コンテナ貨物に隠匿された覚醒剤を摘発

平成30年10月、タイ王国来海上コンテナ貨物について、税関検査を実施したところ、覚醒剤約50kgを発見・摘発した。

同月、横浜港に陸揚げされた同様のタイ王国来海上コンテナ貨物からも、覚醒剤約108kgを発見・摘発した。

1件目



2 件目



【事例 2】 ナイジェリア来海上コンテナ貨物に隠匿された覚醒剤を摘発

平成 30 年 4 月、横浜港に陸揚げされたナイジェリア連邦共和国来海上コンテナ貨物から、覚醒剤約 15kg を発見、摘発した。



3. 麻薬

摘発件数は 144 件（前年比 19% 増、全国の約 6 割）と増加した。

押収量は約 121kg（前年比約 91 倍、全国の約 7 割）、錠剤型も約 2 万錠（前年比約 12 倍、全国の約 9 割）と大幅に増加した。

◎過去最大級のコカインを摘発

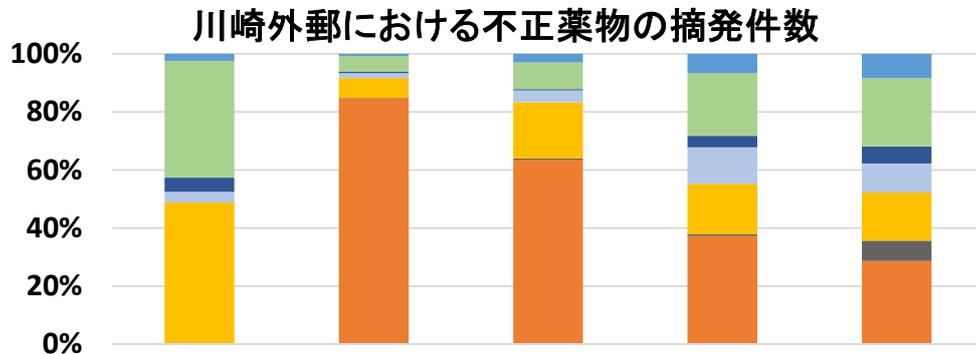
【事例 1】 コンテナ船から大量コカインを摘発

平成 30 年 8 月、横浜港に入港したコンテナ船から、コカイン約 115kg を発見・摘発した。



4-1. 国際郵便物（川崎外郵）からの摘発（全体）

川崎外郵出張所における摘発件数は429件（前年比20%増）であり、全国における不正薬物摘発件数の約5割、全国の国際郵便における不正薬物摘発件数の約8割を占めた。



	H26	H27	H28	H29	H30
	件数(構成比)	件数(構成比)	件数(構成比)	件数(構成比)	件数(構成比)
覚醒剤	2 (2.4%)	7 (0.7%)	13 (3.0%)	24 (6.7%)	36 (8.4%)
大麻	33 (40.2%)	53 (5.4%)	40 (9.2%)	77 (21.6%)	101 (23.5%)
コカイン	4 (4.9%)	5 (0.5%)	2 (0.5%)	14 (3.9%)	25 (5.8%)
MDMA	3 (3.7%)	17 (1.7%)	18 (4.1%)	45 (12.6%)	43 (10.0%)
その他麻薬	40 (48.8%)	67 (6.9%)	84 (19.3%)	62 (17.4%)	71 (16.6%)
向精神薬	0 (0.0%)	2 (0.2%)	2 (0.5%)	2 (0.6%)	30 (7.0%)
指定薬物	0 (0.0%)	825 (84.5%)	277 (63.5%)	133 (37.3%)	123 (28.7%)
合計	82 (100.0%)	976 (100.0%)	436 (100.0%)	357 (100.0%)	429 (100.0%)

指定薬物の摘発は、減少しているが、覚醒剤、大麻、コカイン、MDMAの摘発がいずれも増加しており、指定薬物から様々な薬物へ拡大し、不正薬物全体の摘発件数は20%増加している。

また、ここ数年、インターネットにより不正薬物を海外サイトに発注する、越境Eコマースを利用した手口が多発している。

SNS等の利用拡大により、不正薬物の入手方法が、インターネットによるものへと変化しており、いわゆる闇サイト等を通じて、だれでも容易に不正薬物を海外に発注できるなど、非常に深刻な状況となっている。

(1) 覚醒剤

摘発件数は36件（前年比50%増）と大幅に増加、押収量は約9.7kg（前年比46%減）

【事例1】国際郵便物に隠匿された大量の覚醒剤を摘発

平成30年10月、米国から到着した国際郵便物を検査したところ、内容物であるロウソク内に隠匿された覚醒剤約4.8kgを発見・摘発した。



(2) 麻薬

摘発件数は139件（前年比15%増）と増加、押収量は約5.6kg（前年比約4倍）、約2万錠（前年比約12倍）と急増

【事例2】国際郵便物に隠匿された大量のMDMAを摘発

平成30年10月、ドイツ連邦共和国から到着した国際郵便物を検査したところ、郵便物内に隠匿された麻薬であるMDMA錠剤約1万8千錠を発見・摘発した。



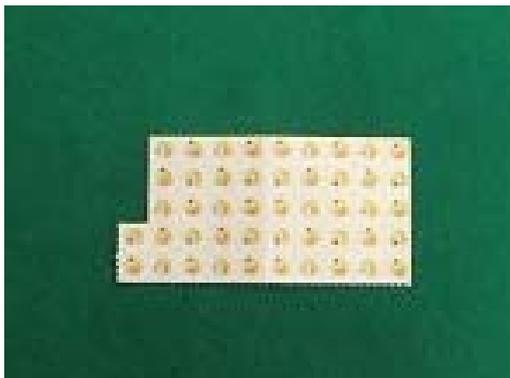
【事例3】国際郵便物に隠匿されたコカインを摘発

平成30年3月及び4月、フランス共和国から到着した国際郵便物2通を検査したところ、それぞれ、麻薬であるコカイン約3.5g及び約6.6gを発見・摘発した。



【事例4】国際郵便物に隠匿された麻薬を摘発

平成30年1月及び3月、オランダから到着した国際郵便物を検査したところ、それぞれ、郵便物内に隠匿された麻薬であるLSD（リゼルギン酸ジエチルアミド）及びコカインを含有する紙片約0.8g及び約0.4gを発見・摘発した。



【事例5】国際郵便物に隠匿された麻薬を摘発

平成30年1月、ノルウェー王国から到着した国際郵便物を検査したところ、麻薬である2C-B 約1.2gを発見・摘発した。



(3) 向精神薬

摘発件数は30件（前年比約15倍）、押収量は約1.7万錠（前年比約220倍）と急増

(4) 指定薬物

摘発件数は123件（前年比8%減）と減少、押収量は約7.6kg（前年比約2倍）と増加

【事例6】国際郵便物に隠匿された指定薬物を摘発

平成29年11月から平成30年5月までの間に、スロベニアから到着した国際郵便物3通を検査したところ、指定薬物である亜硝酸イソペンチルを含有する液状物24本を発見・摘発した。



4-2. 国際郵便物（川崎外郵）からの摘発（大麻）

川崎外郵出張所における大麻の摘発件数は101件（前年比31%増、全国の約4割）と増加、押収量は約10kg（前年比約4倍）と大幅に増加した。

特に、大麻草や大麻樹脂等の従来型の大麻に加え、液状大麻や大麻を含有する食品などの大麻製品の摘発が急増した。

【事例1】国際郵便物に隠匿された乾燥大麻を摘発

平成30年9月、米国から到着した国際郵便物を検査したところ、乾燥大麻約26gを発見・摘発した。



◎大麻製品の摘発が急増（大麻含有食品、液状大麻等）

【事例2】国際郵便物に隠匿された液状大麻を摘発

平成30年6月から7月にかけて、米国から到着した国際郵便物3通を検査したところ、液状大麻計230本(約212g)を発見・摘発した。



【事例3】国際郵便物に隠匿された液状大麻を摘発

平成30年6月、米国から到着した国際郵便物を検査したところ、液状大麻5本(約2.3g)を発見・摘発した。



【事例4】国際郵便物に隠匿された大麻製品を摘発

平成30年9月、米国から到着した国際郵便物を検査したところ、大麻を含有するグミ及びビスナック菓子様のもの約919gを発見・摘発した。



【参考】大麻製品（摘発事例）



大麻ペースト
(平成 30 年 7 月摘発)



大麻クッキー
(平成 30 年 5 月摘発)



大麻キャンディ
(平成 28 年 12 月摘発)

5. その他（告発事例）

【事例 1】 盗難自動車密輸出事犯

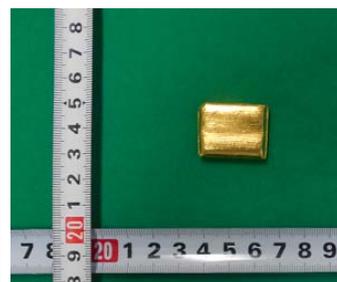
税関長の許可を受けずに

盗難品である乗用車 計 6 台

をパキスタン・イスラム共和国へ不正に輸出した日本人 4 名及びパキスタン人 2 名並びに法人 1 社を、平成 30 年 12 月、関税法違反で告発した。

【事例 2】 金密輸入事件

台湾から金地金約 1.6 キロを密輸しようとしたとして台湾人 1 名及び日本人 2 名を平成 30 年 7 月、宇都宮地方検察庁へ告発した。



※平成 30 年の横浜税関における金地金密輸摘発状況

摘発件数 11 件（前年比 35%減）、押収量約 18kg（前年比 72%減）

【資料1】社会悪物品の摘発実績（全国・横浜）

種類	年	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年			前年比	
		横浜		横浜		横浜		横浜		横浜		対全国比	横浜	
		件	kg	件	kg	件	kg	件	kg	件	kg		対全国比	件
覚醒剤	件	174	5	83	10	104	19	151	26	171	40	23%	113%	154%
	kg	549	45	422	172	1,501	316	1,159	843	1,156	183	16%	100%	22%
大麻	件	99	35	122	59	118	43	171	80	230	101	44%	135%	126%
	kg	74	6	34	19	9	3	131	3	156	10	7%	120%	401%
大麻草	件	52	17	58	28	81	34	115	49	129	45	35%	112%	92%
	kg	35	5	29	18	6	1	117	2	143	1	1%	122%	71%
大麻樹脂	件	47	18	64	31	37	9	56	31	101	56	55%	180%	181%
	kg	40	1	6	1	3	2	13	1	13	9	70%	98%	983%
あへん	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	kg	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麻薬	件	91	48	213	90	182	106	170	121	229	144	63%	135%	119%
	kg	6	0	26	1	121	95	82	1	165	121	73%	202%	91.2倍
	千錠	2	2	1	0	1	1	2	2	22	20	90%	13.4倍	12.4倍
ヘロイン	件	2	-	2	-	6	6	6	3	8	7	88%	133%	233%
	kg	0	-	2	-	0	0	70	0	0	0	100%	0%	773%
コカイン	件	10	4	8	5	12	4	24	14	56	27	48%	233%	193%
	kg	2	0	18	0	119	95	10	1	152	116	76%	15.5倍	105倍
MDMA等	件	5	3	23	17	27	18	48	45	59	44	75%	123%	98%
	kg	0	0	0	0	1	0	0	0	9	5	52%	80.4倍	42.2倍
	千錠	0	0	0	0	1	1	2	2	21	20	93%	13.7倍	12.8倍
ケタミン	件	7	-	12	-	20	3	18	7	16	8	50%	89%	114%
	kg	1	-	4	-	1	0	0	0	1	0	2%	391%	83%
その他麻薬	件	67	39	168	68	117	75	74	52	90	58	64%	122%	112%
	kg	3	0	2	0	1	0	1	0	2	0	10%	243%	312%
	千錠	2	2	1	0	0	0	0	0	1	0	24%	837%	285%
向精神薬	件	26	1	16	3	11	3	17	2	38	31	82%	224%	15.5倍
	kg	-	-	0	0	-	-	0	-	-	-	-	全減	-
	千錠	9	2	7	4	2	2	4	0	26	18	70%	589%	229倍
指定薬物	件	-	-	1,462	826	477	277	275	135	218	125	57%	79%	93%
	kg	-	-	40	23	19	7	8	3	16	8	48%	191%	231%
合計	件	390	89	1,896	988	892	448	784	364	886	441	50%	113%	121%
	kg	630	52	522	215	1,650	421	1,380	851	1,493	322	22%	108%	38%
	千錠	11	4	8	4	3	2	6	2	48	38	79%	793%	22.5倍
(参考)使用回数	万回	1,885	-	1,499	-	5,405	-	4,638	-	4,406	-	-	95%	-

銃 砲	件	3	-	5	1	4	1	7	1	10	2	20%	143%	200%
	丁	4	-	5	1	4	1	19	2	12	3	25%	63%	150%
うち拳銃	件	3	-	5	1	4	1	6	1	9	1	11%	150%	100%
	丁	4	-	5	1	4	1	18	2	11	2	18%	61%	100%
拳銃部品	件	2	-	-	-	-	-	3	2	1	-	-	33%	全減
	点	2	-	-	-	-	-	4	3	1	-	-	25%	全減

- (注) 1.税関が摘発した密輸入事件に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。
2.覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。
3.大麻樹脂は、大麻樹脂その他の大麻の製品の合計数量を示す。
4.MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計数量を示す。
5.(参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤:0.03g、大麻草:0.5g、大麻樹脂:0.1g、あへん:0.3g、ヘロイン:0.01g、コカイン:0.03g、MDMA等及び向精神薬:1錠)
6.端数処理のため数値が合わないことがある。
7.数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
8.平成30年の数値は速報値である。

【資料2】不正薬物の密輸形態別摘発件数（全国・横浜）

（件）

形態別	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		
		横浜		横浜		横浜		横浜		横浜	前年比
航空機旅客等による密輸	171	1	107	1	176	1	214	1	248	3	300%
国際郵便物を利用した密輸	166	82	1734	981	640	437	526	359	564	431	120%
商業貨物等を利用した密輸	39	6	45	3	60	9	36	3	62	6	200%
航空貨物等	27	0	34	0	49	0	32	0	48	0	-
海上貨物等	12	6	11	3	11	9	4	3	14	6	200%
船員等による密輸	14	0	10	3	16	1	8	1	12	1	100%
合 計	390	89	1896	988	892	448	784	364	886	441	121%

（注）航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

【資料3】不正薬物の仕出国別摘発件数（横浜）

仕出国等	オランダ	米国	中国	英国	ドイツ	インド	カナダ	香港	シンガポール	ベルギー	その他	合計
摘発件数（件）	127件	86件	38件	26件	23件	19件	18件	13件	12件	10件	69件	441件
（うち国際郵便物）	（127件）	（83件）	（36件）	（26件）	（23件）	（19件）	（18件）	（13件）	（12件）	（10件）	（64件）	（431件）
構成比（%）	28.8%	19.5%	8.6%	5.9%	5.2%	4.3%	4.1%	2.9%	2.7%	2.3%	15.6%	100.0%

不正薬物の密輸摘発が増加・多様化 覚醒剤の押収量は3年連続1トン超え

－平成30年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況－

財務省は、平成30年の1年間に全国の税関が空港や港湾等において、不正薬物の密輸入その他の関税法違反事件を取り締まった実績をまとめましたのでお知らせします。

1. 不正薬物の事犯

不正薬物^{*1}全体の摘発件数は886件(前年比13%増)、押収量^{*2}は約1,493kg(前年比8%増)となり、我が国への不正薬物の流入が深刻な状況が続いている。特に覚醒剤は史上初めて“3年連続の1トン超え”となる大量摘発となったが、大麻、麻薬、指定薬物も顕著な増加傾向を示しており、密輸形態の多様化も含め、全体的に拡大傾向がみられる。

*1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう。*2 錠剤型薬物を除く。

[覚醒剤事犯]

摘発件数は171件(前年比13%増)、押収量は約1,156kg^{*3}(前年比0.3%減)となった。

*3 薬物乱用者の通常使用量で約3,853万回分、末端価格にして約693億6,000万円に相当。

➤ “多様化する密輸形態”

航空機旅客としては過去最大の押収量となる事犯を摘発したほか、船舶旅客(クルーズ船)による事犯も摘発。また、商業貨物による事犯は24件(前年比約2.2倍)、国際郵便物による事犯は52件(前年比約1.4倍)と増加しており、特に商業貨物は押収量も約950kg(前年比約2.4倍)と急増。

[大麻事犯]

・摘発件数は230件(前年比35%増)となり、平成17年以来の200件超えとなった。また、押収量も約156kg(前年比20%増)と、急増した前年を更に上回る増加ぶり。

➤ “急増傾向の拡大”

4年連続で100件を超える状況。航空機旅客としては過去最大の押収量となる事犯も摘発。

[麻薬事犯]

・摘発件数は229件(前年比約1.4倍)、押収量は約165kg(前年比約2倍)と増加。

➤ “コカインとMDMAの急増”

コカインの押収量(約152kg(前年比約15.5倍))及びMDMAの押収量(約9kg(前年比約80.4倍))が急増。コカインの押収量は過去最高。

[指定薬物^{*4}事犯]

摘発件数は218件(前年比21%減)、押収量は約16kg(前年比約1.9倍)と、件数はやや減少したものの押収量が急増。

*4 医薬品医療機器等法第2条第15項に基づき厚生労働大臣が指定する薬物。

2. 知的財産侵害事犯

商標権を侵害する錠剤等の密輸入を知的財産侵害事犯として8件告発。

3. ワシントン条約該当事犯

鳥獣、爬虫類等の密輸入をワシントン条約該当事犯として6件告発。船舶旅客(クルーズ船)が持ち込んだカメ類も摘発。

4. 不正輸出事犯等

盗難自動車、北朝鮮関連の不正輸出事犯等を告発。

5. その他の事犯

偽造ビール券、偽造在留カード等の密輸入事犯を告発。

[問合せ先]

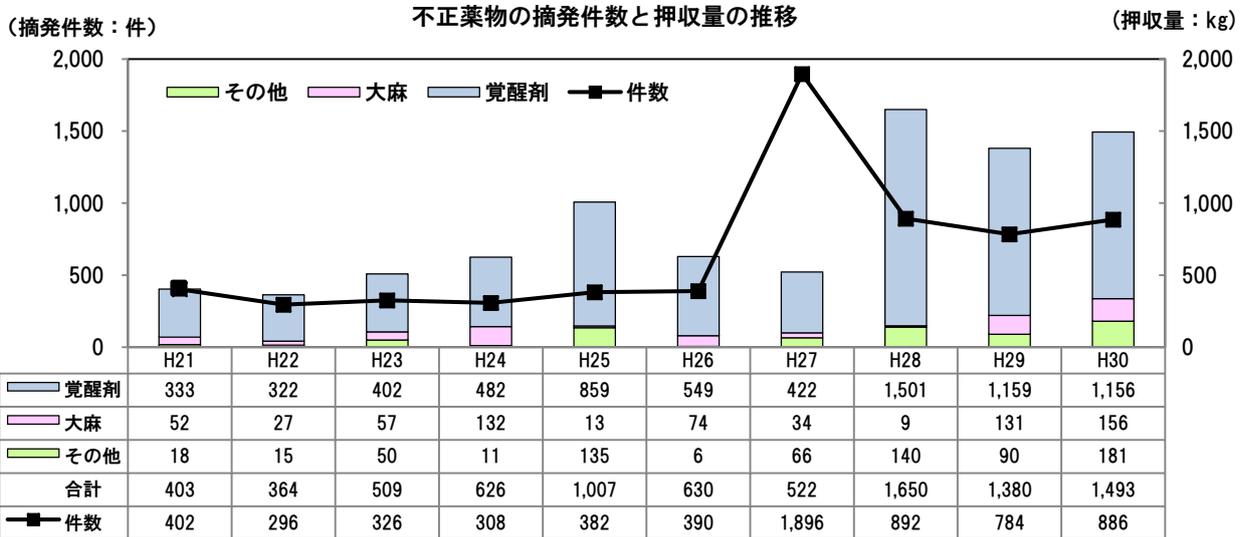
財務省関税局調査課

代表 03-3581-4111 (内線)5389

平成 30 年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況

1. 不正薬物等

不正薬物全体の摘発件数は 886 件（前年比 13%増）、押収量は約 1,493 kg（前年比 8%増）であった。摘発件数及び押収量とも過去 3 番目であり、依然として深刻な状況となっている。



（注）その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA 等）、向精神薬及び指定薬物をいう。
 なお、指定薬物は平成 27 年 4 月に「輸入してはならない貨物」に追加された。

(1) 覚醒剤

- 覚醒剤の摘発件数は 171 件（前年比 13%増）、押収量は約 1,156 kg（前年比 0.3%減）となり、史上初めて 3 年連続 1 トン超えとなった。
- 押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約 3,853 万回分、末端価格にして約 693 億 6,000 万円に相当する。

◆ 主な摘発事例

- 海上貨物、船舶旅客、国際郵便物、航空機旅客など様々な形態の密輸入を摘発
- 航空機旅客からの押収量では過去最高となる事犯を摘発

(事例 1) 海上貨物

香港から到着した海上貨物（レーザーカッティングマシン（工作機械））に隠匿された**覚醒剤 約 250kg**を摘発（平成 30 年 1 月・東京税関）



(事例 2) 船舶旅客（クルーズ船）

台湾からクルーズ船で到着した旅客の携帯品から**覚醒剤 約 0.5g**を摘発（平成 30 年 9 月・沖縄地区税関）



(事例 3) 国際郵便物

中国から到着した国際郵便物（ロウソク様のもの）に隠匿された**覚醒剤 約 28kg**を摘発（平成 30 年 5 月・東京税関）



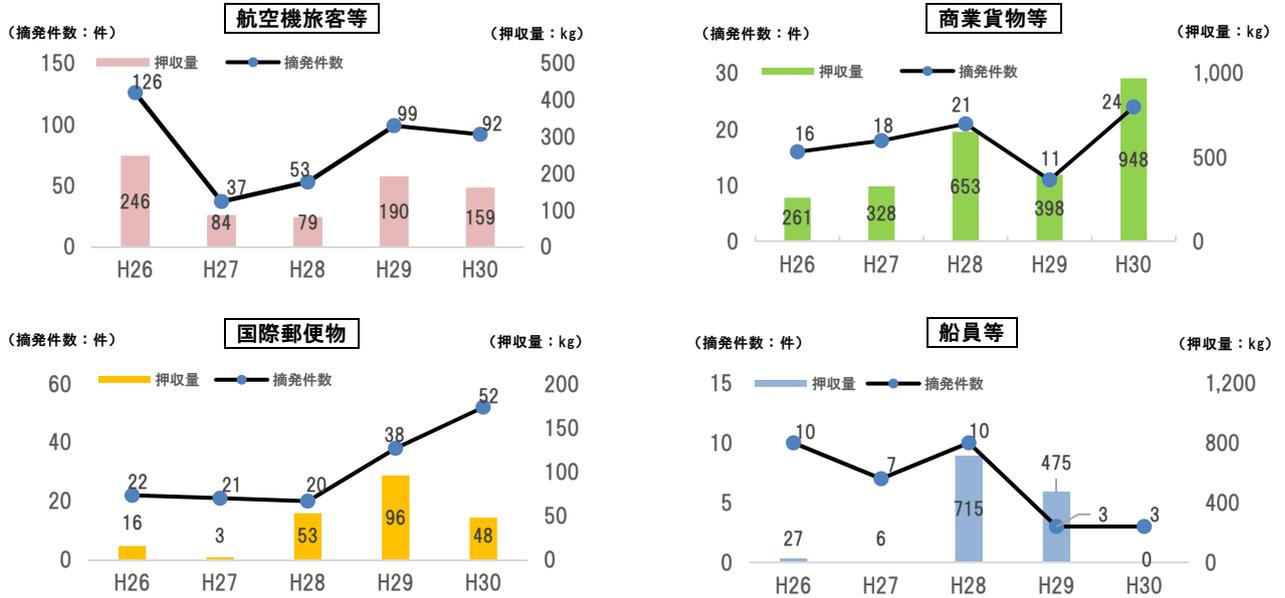
(事例 4) 航空機旅客（航空機旅客で過去最高）

ケニアから到着した日本人夫婦の携帯品から**覚醒剤 約 30kg**を摘発（平成 30 年 4 月・横浜税関等）

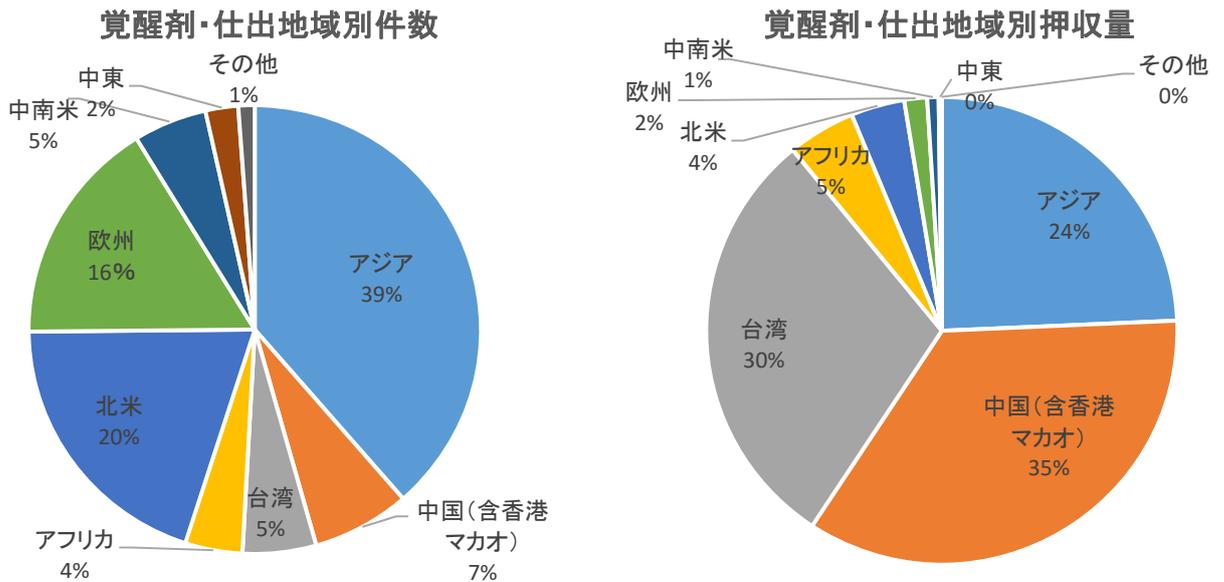


- 密輸形態別にみると、航空機旅客等は摘発件数・押収量ともにやや減少した。その一方で、商業貨物及び国際郵便物による摘発件数は増加し、商業貨物は押収量も2倍以上に伸びた。船員等の密輸入による押収量は激減した。

密輸形態別の摘発件数・押収量の推移

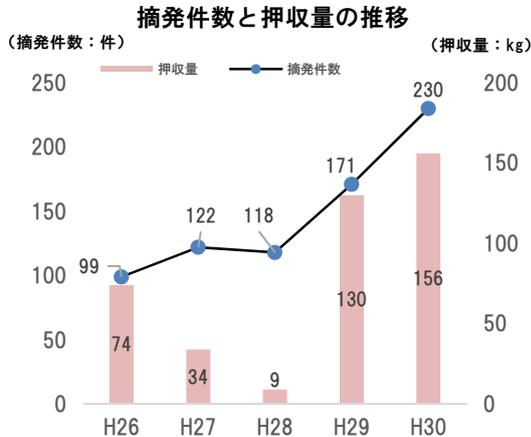


- 密輸仕出地別にみると、摘発件数ではアジア地域（アジア各国、中国（含香港マカオ）、台湾）が51%と半数を占める。これに北米と欧州を加えるとほぼ9割となる。押収量では、アジア地域のみで9割（89%）方を占める。



(2) 大麻

- 近年、大麻は急増傾向が続いているが、平成 30 年の摘発件数は 230 件（前年比 35%増）となり、4 年連続で 100 件超えが続いている。押収量も約 156 kg（前年比 20%増）と、急増した前年を更に上回る増加ぶり。
- 航空機旅客では過去最大となる事犯（カナダ来中国人旅客による大麻約 92kg）を摘発。



(事例 5)

アメリカ来国際郵便物から摘発された**大麻計 19 件・約 28kg**
（平成 30 年 3 月・東京税関）



(事例 6) (航空機旅客で過去最高)

カナダから到着した中国人旅客の携帯品から摘発された**大麻約 92kg**
（平成 30 年 8 月・東京税関）



(3) 麻薬

- 全体の摘発件数は 229 件（前年比約 1.4 倍）、押収量は約 165kg（前年比約 2 倍）と増加。
- コカインの摘発件数（56 件（前年比約 2.3 倍））と押収量（約 152 kg（前年比約 15.5 倍））が急増。押収量は過去最高となった。
- MDMA の押収量（約 9 kg（前年比約 80.4 倍））及び約 2 万 1 千錠（前年比約 13.7 倍）が激増（摘発件数は 59 件（前年比約 1.2 倍））。

(事例 7) (コカインでは過去 2 番目の押収量)

横浜港に入港したコンテナ船から摘発された**コカイン約 115kg**（平成 30 年 8 月・横浜税関）



(事例 8)

ドイツ来国際郵便物から摘発された**MDMA 約 1 万 8 千錠**（平成 30 年 10 月・神戸税関等）



(4) 指定薬物*1

- 摘発件数は 218 件（前年比 21%減）とやや減少したが、押収量は約 16kg（前年比約 1.9 倍）と急増。

*1 中枢神経系の興奮・抑制・幻覚の作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるとして、厚生労働大臣が指定する薬物（医薬品医療機器等法第 2 条第 15 項）

(5) 銃砲等

- 銃砲の摘発件数は 10 件（前年比約 1.4 倍）、押収量は 12 丁（前年比約 37%減）となった。このうち拳銃は 9 件（前年比 1.5 倍）、押収量は 11 丁（前年比約 39%減）であった。

2. 知的財産侵害事犯

➤ 平成 30 年においては商標権を侵害する物品等の密輸入事犯を 8 件告発した。

[事例] 商標権を侵害する物品の密輸入事犯

平成 30 年 6 月、大阪税関は、中国から国際郵便物により
商標権を侵害する錠剤 計約 7 万錠
を密輸入しようとした韓国人男性を関税法違反で告発した。



[事例] 商標権を侵害する物品の密輸入事犯

平成 30 年 12 月、東京税関は、中国から航空小口急送貨物により
商標権を侵害する財布 60 個
を密輸入しようとした中国人男性及び法人 1 社を関税法違反で告発した。



3. ワシントン条約該当事犯

➤ 平成 30 年においてはワシントン条約に該当する動植物の密輸入事犯を 6 件告発した。

[事例] フクロウ等の密輸入事犯

平成 30 年 5 月、東京税関は、タイから航空機により
インドコキンメフクロウ等 計 15 羽・9 匹
を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発した。



[事例] ミナミイシガメ等の密輸入事犯

平成 30 年 9 月、沖縄地区税関は、中国からクルーズ船により
ミナミイシガメ等 計 8 匹
を密輸入しようとした中国人男性 2 名を関税法違反で告発した。



4. 不正輸出事犯

[事例] 盗難自動車不正輸出事犯

平成 30 年 12 月、横浜税関は、税関長の許可を受けずに
盗難品である乗用車 計 6 台
をパキスタン・イスラム共和国へ不正に輸出した日本人 4 名及びパキスタン人 2 名並びに法人 1 社を関税法違反で告発した。

[事例] 北朝鮮向け不正輸出事犯

平成 30 年 1 月、横浜税関は、
食料品等 計 3,820 箱
の最終仕向地が北朝鮮であるにもかかわらず、シンガポール向けと偽り不正に輸出した日本人等 3 名及び法人 1 社を関税法違反で告発した。

[事例] 北朝鮮向け不正輸出事犯

平成 30 年 1 月、大阪税関は、
医薬品、ガスコンロ等 計 3,123 カートン
の最終仕向地が北朝鮮であるにもかかわらず、中国向けと偽り不正に輸出した中国人 2 名を関
税法違反で告発した。

5. その他の事犯

[事例] 偽造ビール券の密輸入事犯

平成 30 年 1 月、横浜税関は、中国から航空機により
偽造ビール券（偽造有価証券） 1,639 枚
を密輸入しようとした中国人男性 1 名を関税法違反で告発した。



[事例] 偽造在留カードの密輸入事犯

平成 30 年 8 月、門司税関は、中国からクルーズ船により
偽造在留カード 計 4 枚
を密輸入しようとした中国人男性 2 名を告発した。

(資料1) 社会悪物品の摘発実績

種類	年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比
覚醒剤	件	174	83	104	151	171	113%
	kg	549	422	1,501	1,159	1,156	100%
大麻	件	99	122	118	171	230	135%
	kg	74	34	9	131	156	120%
大麻草	件	52	58	81	115	129	112%
	kg	35	29	6	117	143	122%
大麻樹脂	件	47	64	37	56	101	180%
	kg	40	6	3	13	13	98%
あへん	件	-	-	-	-	-	-
	kg	-	-	-	-	-	-
麻薬	件	91	213	182	170	229	135%
	kg	6	26	121	82	165	202%
	千錠	2	1	1	2	22	13.4倍
ヘロイン	件	2	2	6	6	8	133%
	kg	0	2	0	70	0	0%
コカイン	件	10	8	12	24	56	233%
	kg	2	18	119	10	152	15.5倍
MDMA等	件	5	23	27	48	59	123%
	kg	0	0	1	0	9	80.4倍
	千錠	0	0	1	2	21	13.7倍
ケタミン	件	7	12	20	18	16	89%
	kg	1	4	1	0	1	391%
その他麻薬	件	67	168	117	74	90	122%
	kg	3	2	1	1	2	243%
	千錠	2	1	0	0	1	837%
向精神薬	件	26	16	11	17	38	224%
	kg	-	0	-	0	-	全減
	千錠	9	7	2	4	26	589%
指定薬物	件	-	1,462	477	275	218	79%
	kg	-	40	19	8	16	191%
合計	件	390	1,896	892	784	886	113%
	kg	630	522	1,650	1,380	1,493	108%
	千錠	11	8	3	6	48	793%
(参考) 使用回数	万回	1,885	1,499	5,405	4,638	4,406	95%
銃砲	件	3	5	4	7	10	143%
	丁	4	5	4	19	12	63%
うち拳銃	件	3	5	4	6	9	150%
	丁	4	5	4	18	11	61%
拳銃部品	件	2	-	-	3	1	33%
	点	2	-	-	4	1	25%

- (注) 1. 税関が摘発した密輸入事犯の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
2. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計を示す。
3. 大麻樹脂は、大麻樹脂その他の大麻の製品の合計を示す。
4. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
5. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、あへん：0.3g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠)
6. 端数処理のため数値が合わないことがある。
7. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
8. 平成30年の数値は速報値である。

(資料2) 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
	航空機旅客等による密輸入		171	107	176	214	248	116%
国際郵便物を利用した密輸入		166	1,734	640	526	564	107%	64%
商業貨物等を利用した密輸入		39	45	60	36	62	172%	7%
航空貨物等		27	34	49	32	48	150%	5%
海上貨物等		12	11	11	4	14	350%	2%
船員等による密輸入		14	10	16	8	12	150%	1%
合 計		390	1,896	892	784	886	113%	100%

(注) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(資料3-1) 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
	航空機旅客等による密輸入		126 246	37 84	53 79	99 190	92 159	93% 84%
国際郵便物を利用した密輸入		22 16	21 3	20 53	38 96	52 48	137% 50%	30% 4%
商業貨物等を利用した密輸入		16 261	18 328	21 653	11 398	24 948	218% 238%	14% 82%
航空貨物等		12 71	13 80	15 72	10 48	13 22	130% 46%	8% 2%
海上貨物等		4 189	5 248	6 581	1 351	11 926	10.0倍 264%	6% 80%
船員等による密輸入		10 27	7 6	10 715	3 475	3 0	100% 0%	2% 0%
合 計		174 549	83 422	104 1,501	151 1,159	171 1,156	113% 100%	100% 100%

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料3-2) 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年						構成比	合計
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年			
中国（香港・マカオを含む）	79	28	34	20	12	7%	173	
	200	104	1,049	853	404	35%	2,611	
中国	32	15	19	10	7	4%	83	
香港	42	12	15	10	5	3%	84	
マカオ	119	27	25	19	247	21%	436	
	5	1	-	-	-	-	6	
	10	1	-	-	-	-	12	
台湾	3	4	16	11	9	5%	43	
	0	45	104	7	345	30%	501	
アジア	39	19	18	44	66	39%	186	
	35	12	15	65	281	24%	406	
タイ	26	12	6	21	19	11%	84	
マレーシア	-	-	2	14	22	13%	38	
カンボジア	-	-	7	21	63	5%	91	
韓国	1	1	4	-	4	2%	10	
インド	1	0	2	-	8	1%	11	
インド	-	2	1	4	3	2%	10	
ベトナム	1	4	2	11	6	1%	25	
	1	-	2	2	5	3%	10	
	3	-	0	0	5	0%	7	
中東	2	2	1	7	4	2%	16	
	4	3	0	12	2	0%	21	
トルコ	2	1	-	6	1	1%	10	
アラブ首長国連邦	4	3	-	11	1	0%	20	
	-	-	-	1	1	1%	2	
	-	-	-	0	1	0%	1	
アフリカ	14	2	5	16	7	4%	44	
	17	20	38	72	54	5%	202	
ケニア	5	-	-	2	1	1%	8	
ナイジェリア	6	-	-	10	30	3%	45	
南アフリカ	-	-	-	-	1	1%	1	
南アフリカ	3	1	1	3	2	1%	10	
タンザニア	4	1	2	22	4	0%	33	
	-	-	-	-	2	1%	2	
	-	-	-	-	3	0%	3	
欧州	17	5	6	22	28	16%	78	
	65	4	8	26	18	2%	121	
イギリス	1	1	1	1	4	2%	8	
ドイツ	2	4	3	2	9	1%	18	
ドイツ	1	1	-	7	7	4%	16	
フランス	6	0	-	9	4	0%	19	
フランス	-	-	1	-	1	1%	2	
スイス	-	-	1	-	3	0%	4	
スイス	1	-	-	1	1	1%	3	
オランダ	2	-	-	0	2	0%	5	
オランダ	1	-	2	9	10	6%	22	
ベルギー	2	-	0	3	0	0%	5	
	-	-	-	-	5	3%	5	
	-	-	-	-	0	0%	0	
北米	6	8	13	19	34	20%	80	
	20	3	16	111	43	4%	192	
米国	5	8	12	12	26	15%	63	
米国	17	3	11	96	37	3%	164	
カナダ	1	-	1	7	8	5%	17	
	4	-	5	15	5	0%	28	
中南米	9	7	6	6	9	5%	37	
	208	225	260	14	9	1%	716	
メキシコ	8	7	6	6	9	5%	36	
	207	225	260	14	9	1%	715	
オセアニア	-	1	-	1	-	-	2	
	-	0	-	0	-	-	0	
不明	5	7	5	5	2	1%	24	
	0	6	11	0	0	0%	17	
合計	174	83	104	151	171	100%	683	
	549	422	1,501	1,159	1,156	100%	4,786	

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-1) 大麻の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年					前年比	構成比
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年		
航空機旅客等による密輸入	32 28	28 1	49 1	57 3	50 92	88% 30.7倍	22% 59%
国際郵便物を利用した密輸入	47 4	83 23	59 4	99 4	156 45	158% 454%	68% 29%
商業貨物等を利用した密輸入	16 41	8 10	9 4	12 118	22 18	183% 16%	10% 12%
航空貨物等	11 36	6 2	7 4	10 4	21 18	210% 103%	9% 12%
海上貨物等	5 5	2 8	2 0	2 100	1 0	50% 0%	0% 0%
船員等による密輸入	4 1	3 0	1 0	3 0	2 0	67% 0%	1% 0%
合 計	99 74	122 34	118 9	171 130	230 156	135% 120%	100% 100%

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-2) 大麻草の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年					構成比	合計
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年		
中国（香港・マカオを含む）	4 1	3 1	3 0	8 0	8 0	6% 0%	26 2
台湾	- -	1 0	1 0	2 0	- -	- -	4 0
アジア	6 0	4 3	15 3	10 0	13 6	10% 4%	48 14
アフリカ	1 0	2 0	- -	2 100	- -	- -	5 100
南アフリカ	1 0	2 0	- -	2 100	- -	- -	5 100
欧州	11 0	16 0	14 0	31 1	33 3	26% 2%	105 5
北米	24 33	29 24	41 2	55 15	70 133	54% 93%	219 208
カナダ	4 0	5 2	13 0	15 6	9 93	7% 65%	46 101
米国	20 33	24 22	28 2	40 10	61 40	47% 28%	173 107
中南米	2 0	3 0	2 0	3 0	2 1	2% 0%	12 1
中東	- -	- -	- -	- -	2 0	- -	2 0
オセアニア	- -	- -	2 0	- -	1 0	- -	3 0
不明	4 0	- -	3 0	4 0	- -	- -	11 0
合 計	52 35	58 29	81 6	115 117	129 143	100% 100%	435 330

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-3) 大麻樹脂の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年					構成比	合計
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年		
中国（香港・マカオを含む）	2 0	1 0	2 0	3 0	1 0	1% 0%	9 0
台湾	- -	- -	1 0	1 0	1 0	1% 0%	3 0
アジア	11 37	6 0	3 0	8 11	3 0	3% 0%	31 48
インド	9 32	2 0	- -	5 11	1 0	1% 0%	17 42
アフリカ	- -	- -	- -	1 0	- -	- -	1 0
欧州	11 0	20 0	9 0	17 0	17 1	17% 4%	74 1
北米	22 3	36 6	17 3	24 2	79 13	78% 96%	178 25
米国	22 3	33 5	16 3	21 2	77 13	76% 96%	169 25
中南米	- -	- -	1 0	- -	- -	- -	1 0
不明	1 0	1 0	4 0	2 0	- -	- -	8 0
合 計	47 40	64 6	37 3	56 13	101 13	100% 100%	305 75

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(参考) 関税法(注)違反事件の犯則態様別処分件数

【告発】

(件)

犯則態様	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年	
						前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	244	343	375	447	385	86%	88%
関税脱税事犯	5	3	2	1	3	300%	1%
無許可輸出入事犯	7	12	14	28	46	164%	10%
虚偽申告輸出入事犯	9	8	4	5	3	60%	1%
その他	-	-	-	-	3	全増	1%
合 計	265	366	395	481	440	91%	100%

【通告処分】

(件)

犯則態様	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年	
						前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	128	293	377	155	118	76%	11%
関税脱税事犯	62	52	61	62	53	85%	5%
無許可輸出入事犯	195	537	666	919	929	101%	83%
虚偽申告輸出入事犯	5	3	17	2	7	350%	1%
その他	1	10	6	4	7	175%	1%
合 計	391	895	1,127	1,142	1,114	98%	100%

(注) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」を含む。

報 道 発 表

平成 31 年 2 月 22 日
財 務 省

金地金の密輸入 1,088 件摘発/押収量は 2 トン超え -平成 30 年の全国の税関における金地金密輸入事犯の摘発状況-

財務省は、平成 30 年において全国の税関で摘発された金地金密輸入事犯の実績をまとめましたのでお知らせします。

- 平成 30 年に全国の税関が摘発した金地金*密輸入事犯の件数は 1,088 件(前年比約 20%減)、押収量は 2,119kg (前年比約 65%減) でした。摘発件数、押収量ともに減少傾向にあり、手口も小口化傾向にあります。

* 金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。

過去 10 年間の摘発状況

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
摘発件数(件)	27	15	17	18	12	119	465	811	1,347	1,088
押収量(kg)	214	92	63	79	133	449	2,032	2,802	6,277	2,119 ^(注)

(注) 平成 30 年の押収量は速報値

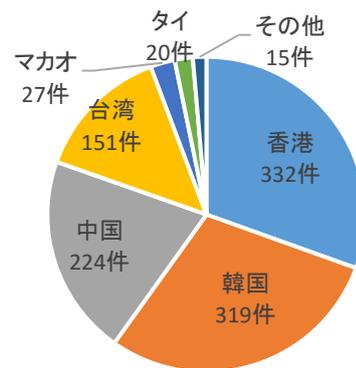
- 摘発した事犯を密輸形態別件数で見ると、前年は航空機旅客等による密輸入が全体の 9 割以上であったのに対して、平成 30 年は、航空機旅客等が約 6 割にとどまる一方、航空貨物が約 3.5 割を占め、密輸形態が多様化しています。
- 密輸仕出地別にみると、香港、韓国、中国の順に摘発件数が多く、上位 3 か国・地域で全体の約 8 割を占めました。特に、中国からの密輸入が増えている状況（前年比 7 倍）です。
- 摘発事例は全国にまたがっており、大規模空港のみならず地方の海港・空港（清水港、宮崎空港等）でも摘発。金密輸入に対しては、全国の税関で取締りを強化し、厳正に対処しています。

密輸形態別の摘発状況 (H30)

密輸形態	摘発件数(件)	押収量(kg)
航空機旅客等	653	1,876
航空貨物	390	219
国際郵便	36	9
船員等	8	14
海上貨物	1	0
合計	1,088	2,119

(注) 航空機旅客等には航空機乗組員を含み、船員等には船舶旅客を含む。
海上貨物の押収量は kg 未満であることからゼロ表示となる。
密輸形態別の押収量は各々端数処理を行っているため、全てを合算しても合計の押収量の数値とは一致しない。

密輸仕出地別の摘発件数 (H30)



[告発事例]

平成 30 年 4 月 10 日施行の改正関税法による罰則強化後の告発事例として、平成 30 年 7 月、横浜税関は台湾から金地金約 1.6kg を密輸入しようとしたとして台湾人他 2 名を宇都宮地方検察庁へ告発、同年 9 月、門司税関は韓国から金地金約 3 kg を密輸入しようとしたとして韓国人 3 名を宮崎地方検察庁へ告発しました。今後も、金密輸入に対して厳しく対応していきます。

【主な摘発事例】

(事例1)

台湾から到着した外国人旅客2名の着用する靴や衣類に隠匿された金地金約8kgを摘発(平成30年3月・函館税関)



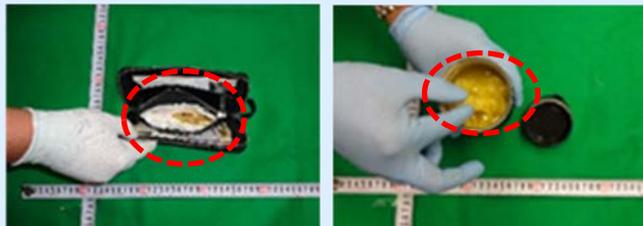
(事例2)

中国から清水港に入港した貨物船の船員の着衣から金地金約3kgを摘発(平成30年3月・名古屋税関)



(事例3)

韓国から到着した外国人旅客の財布や水筒から金地金約3kgを摘発(平成30年9月・門司税関)



(事例4)

台湾から到着した日本人旅客の免税品の中から金地金約1.6kgを摘発(平成30年6月・横浜税関等)



[問い合わせ先]

財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111

(内線) 5389

税関検査への ご協力のお願い



税関はG20大阪サミット成功のため、
テロ防止に全力で取り組んでおります。

横浜税関では、2019年4月24日(水)から6月30日(日)までを『G20大阪サミット等の開催に伴う取締強化期間』として設定し、爆発物・銃器等テロ関連物資の密輸入阻止を重要課題の一つと位置付け、船舶・航空機の実地検査、旅客・乗組員の手荷物検査、輸入貨物検査を強化することとしております。

この度の取締り及び検査強化の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

G20大阪サミット首脳会合開催地：インテックス大阪



密輸情報の提供のお願い

密輸防止には皆様の情報提供が大きな力となります。身の回りで「不審な貨物」や「あやしい言動をする不審者」などを目にした際は税関密輸情報窓口にご連絡ください。

税関密輸ダイヤル(24時間受付)

フリーダイヤル **0120 - 461 - 961**
許しません シロイ(粉) クロイ(武器)



E-mail yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp
HP <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

情報提供
QRコード



財務省
横浜税関

テロ関連物資